

被保険者 様
市区町村医療費助成ご担当者 様

千葉県医業健康保険組合

療養の給付及び高額療養費の付加給付について

- ・当組合における療養の給付（家族療養費含む）の付加給付はありません。
- ・当組合における高額療養費の付加給付はありません。

なお、変更が生じた場合には、速やかに当組合ホームページにてお知らせいたします。

<照会先>
医療給付課
電話：043-215-8205